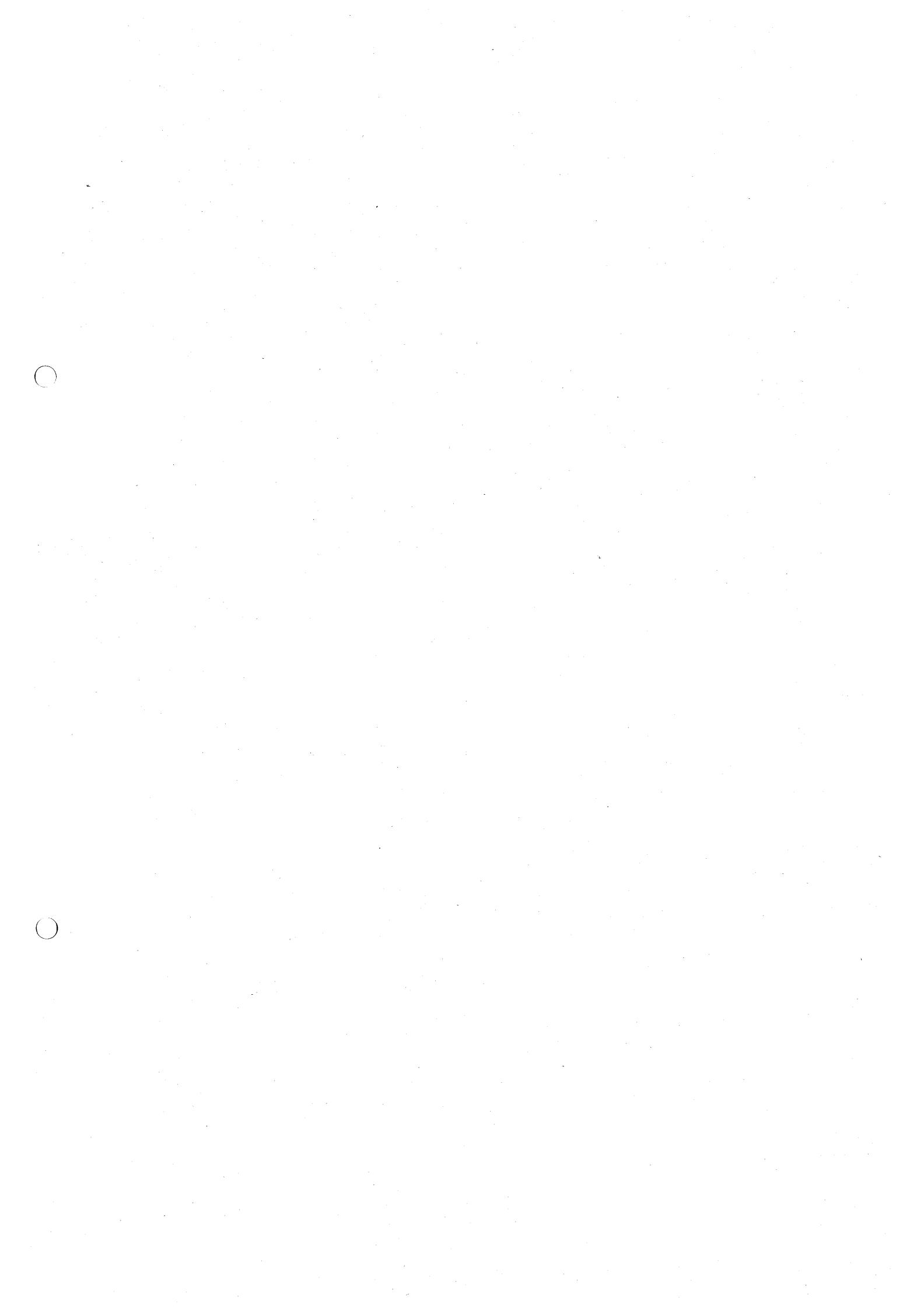


自由民主党総裁である安倍總理の憲法第九条改正の主張に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月九日

小西洋之

参議院議長伊達忠一殿



自由民主党総裁である安倍総理の憲法第九条改正の主張に関する質問主意書

平成二十九年五月三日の読売新聞のインタビューなどにおいて安倍総理は「憲法第九条を改正して自衛隊の存在を明記し、二〇二〇年内に施行すべきである」旨を述べているが、安倍総理が主張する改正された第九条に存在を明記された自衛隊は、安保法制で許容している集団的自衛権を行使できるのかについて、自由民主党総裁である安倍総理に確認の上、政府として明確に答弁されたい。

右質問する。

